

13.企業形態

13-1.企業形態と法

企業形態＝事業活動を行うための組織形態

企業形態の選択（企業形態が限定される事業も。銀行 4 の 2、保険業 5 の 2）

→選択した企業形態についての法ルールの適用

共同企業	非法人企業	民法上の組合（民 667～） 匿名組合（商 535～） 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律）
	法人企業	株式会社（会社 25～） 合名会社 合資会社 合同会社 } 持分会社（会社 575～）
		協同組合（中小企業等協同組合法、農業協同組合法、消費生活協同組合法 etc.） 相互会社（保険業法）

その他の企業形態 [テキスト 11 章 1 節]

協同組合＝共通の目的を持つ者同士が集まって作る相互扶助組織。参加者は、出資金を出し合い、組合員となって事業を利用し、組合員として運営にかかわる

例：中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法）、農業協同組合（農業協同組合法）、漁業協同組合（水産業協同組合法）、消費生活協同組合 [→大学の生協はこれ]（消費生活協同組合法）

相互会社（保険業法）＝保険加入者を構成員とする相互扶助組織

例：日本生命保険相互会社

有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律）＝組合形態で事業を行う（非法人企業）が、組合員の責任が出資額に限定される（同法 15 条）

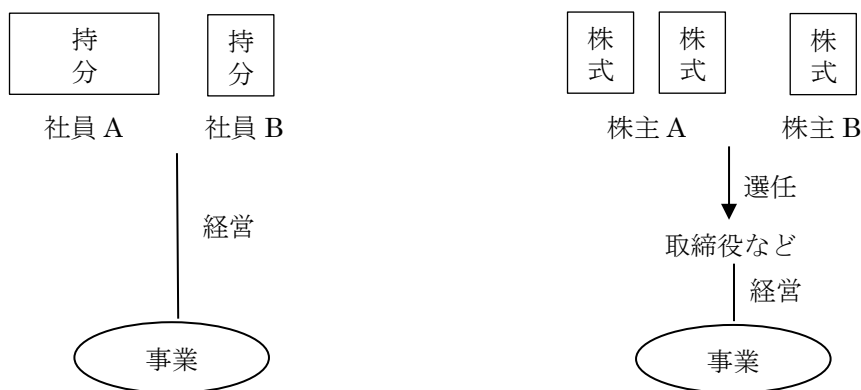
13-2.持分会社

(1)概要 [テキスト 11 章 2 節]

持分会社＝合名会社、合資会社、合同会社（会社 575 I）

	持分会社	株式会社
持分・株式の性質	細分化されず（1人1持分）	均一な単位に細分化
会社の経営	原則として各社員（会社 590・599～602） 業務執行社員を定めた場合（会社 591～603）	株主とは別の機関が行う
内部関係の規律	定款自治が認められる範囲が広い 例：損益分配の割合（会社 622）	定款自治が認められる範囲が狭い
持分・株式の譲渡	他の社員の同意が必要（会社 585）	原則として自由（会社 127）
社員・株主の責任	合名会社・合資会社 無限責任社員あり （会社 576ⅡⅢ）	合同会社 有限責任社員のみ （会社 576Ⅳ）
出資・利益配当の規制	合名会社・合資会社 緩やか（会社 576 I ⑥・ 611・621～624）	合同会社 厳格（会社 578・ 625～634）
		有限責任（会社 104）
		厳格（会社 461 I ⑧）

*持分会社の出資者＝社員（株式会社では株主）、出資者の地位＝持分（株式会社では株式）



会社の種類 [テキスト 1 章 2 節 2 3]

会社法制定前：株式会社、有限会社、合名会社、合資会社

会社法制定後：株式会社（有限会社と一本化）、合名会社、合資会社、合同会社（新設）
but 特例有限会社制度（会社法整備法 2～46）

：従来は有限会社だったものが従来どおりの規律を受け続ける方法

(2)合名会社・合資会社

(a)意義

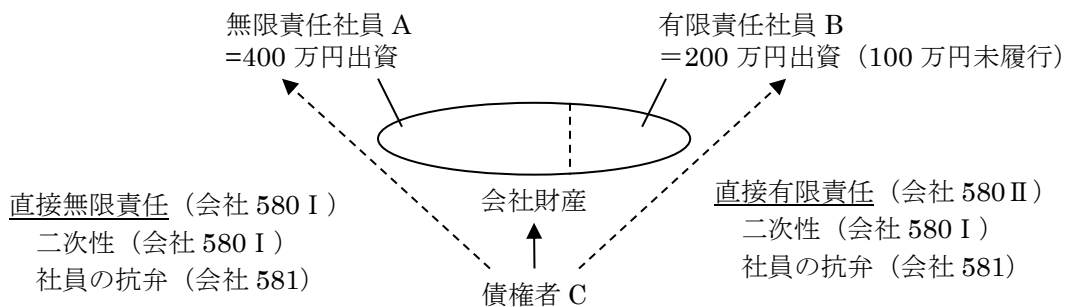
持分会社の社員（出資者）＝無限責任社員／有限責任社員

合名会社（会社 576Ⅱ）・合資会社（会社 576Ⅲ）

(b)社員の責任

事例 13-a 持分会社

Y合資会社の社員は、無限責任社員 A と有限責任社員 B の 2 人である。A は 400 万円を出資したが、B は出資することになっていた 200 万円のうち 100 万円をまだ出資していない。C は Y 会社に対して弁済期にある 500 万円の債権を有しているが、Y 会社の財産は現在 200 万円しかない。A・B は、C に対して、どのような責任を負うだろうか。



*株式会社の株主の責任 (会社 104)

(c)出資・利益配当についての規制

(3) 合同会社

(a) 意義（会社 576Ⅳ）

合同会社が好まれる理由

(b) 出資・利益配当についての規制

(4) 組織変更

組織変更＝株式会社・持分会社間の組織の変更（会社 2②⑥）

⇔ 持分会社内の組織の変更（会社 637・638）

手続（会社 743～747・775～781〔特に、776Ⅰ・781Ⅰ〕）・無効の訴え（会社 828Ⅰ⑥）

13-3.組合型の企業形態

* 中田裕康『契約法〔新版〕』（有斐閣、2021年）16章〔民法上の組合〕

近藤光男『商法総則・商行為法〔第8版〕』（有斐閣、2019年）2編4章〔匿名組合〕

(1)組合型の企業形態

民法上の組合（民 667。組合契約）・匿名組合（商 535 以下） ⇔ 会社（＝法人）

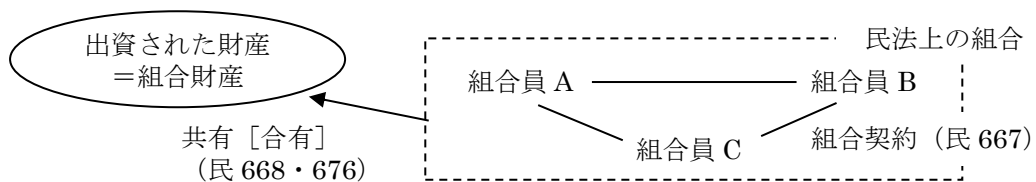
組合契約・匿名組合契約＝諾成・不要式契約

組合型企業形態の利用例

- ・民法上の組合＝映画・アニメーションの製作委員会、建設工事請負の共同企業体、（株式会社設立過程での）発起人組合（「会社法Ⅱ」）
- ・匿名組合＝再生可能エネルギーファンド、競走馬ファンド、不動産証券化

(2)民法上の組合（任意組合）

(a)意義



組合契約（民 667）

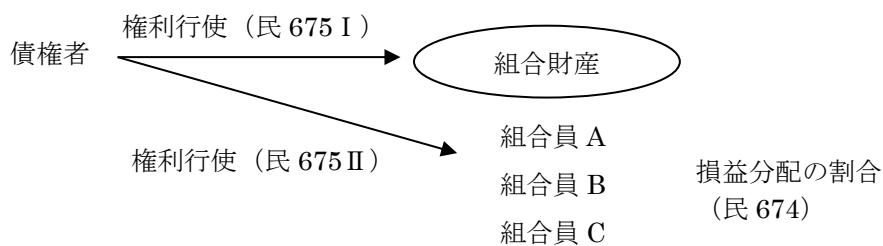
組合財産の共有（民 668）

(b)業務の決定・執行と代理

	業務執行者を定めないとき	業務執行者を定めるとき
業務の執行と決定 (組合の常務以外)	組合員の過半数をもって決定、各組合員が執行 (民 670 I)	業務執行者の過半数をもって決定、各業務執行者が執行 (民 670 II III) 総組合員の同意によって決定し、または総組合員が執行することを妨げず (民 670 IV)
業務の執行と決定 (組合の常務)	各組合員が単独でできるが、完了前に他の組合員が異議を述べたときはこの限りでない (民 670 V)	各業務執行者が単独でできるが、完了前に他の業務執行者が異議を述べたときはこの限りでない (民 670 V)
代理 (組合の常務以外)	組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することができる (民 670 の 2 I)	業務執行者の過半数の同意を得たときは、組合員を代理することができる (民 670 の 2 II)
代理 (組合の常務)	各組合員が単独で組合員を代理することができる (民 670 の 2 III)	各業務執行者が単独で組合員を代理することができる (民 670 の 2 III)

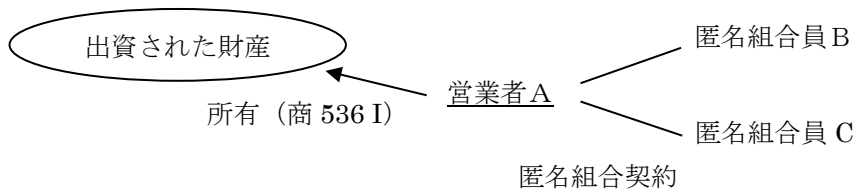
*組合の代理——頭名 (「A 組合代表者理事長 B」 「A 組合組合長 B」)

(c)組合の債務についての責任



(3)匿名組合

(a)意義 (商 535)



中世イタリアのコンメンダ契約 (海上貿易を行う企業家に資本家が資金提供)

→合資会社、匿名組合

	匿名組合	民法上の組合
出資財産の所有	営業者の財産に属する (商 536 I)	組合員の共有 (民 668)
労務の出資	できず (商 536 II)	できる (民 667 II)
組合員の業務執行等	できず (商 536 III)	できる (民 670)
組合員の責任	第三者に対する権利・義務なし (商 536 IV)	無限責任 (民 674・675)

(b)匿名組合員の権利・義務

匿名組合員の権利 (商 535) —— 分配割合 (民 674 I 類推)

損失がある場合 (商 538)

匿名組合契約の終了 (商 542)